

# 新型コロナウイルス感染症による経済的影響等への対応について(回覧)

新型コロナウイルスの感染が本市を含む西都児湯地域で確認され、市としましては県・児湯郡町村と連携を図り、今回、第5弾となる経済的影響に対する支援策を講じました。

全18事業、総事業費3億1,742万6千円の予算を専決処分し、一刻でも早く市民の皆さま方に安心を届けられればと思います。今回の事業の内、その一部についてご紹介させていただきます。申請等でご不明な点がございましたら、各担当課までご連絡ください。

現在、新型コロナウイルス感染症対策本部会議も随時開催し、情報収集やさまざまな対応等について協議を行っております。市民の皆さまにおかれましては、引き続き3密(密閉、密集、密接)を避け、徹底した手指の消毒やマスクの着用、身体的距離の確保など、「新しい生活様式」の実践をお願い致します。

今後も、新型コロナウイルス感染症拡大防止や経済対策など全職員一丸となって取り組み、市民の皆さまが安心して生活をおくれるよう全力で対策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

西都市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 押川修一郎

支援策	事業概要		備考	担当課
原料用かんしょ生産農家緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響で単価の大幅な下落等、大きな影響が出ていることから、耕種農家に対し、次期作に向けた支援を実施。			農林課 農産振興係 (43-1566)
	事業内容 事業実施主体:農業者(個人・法人) 対象作物:「みやざきの農産物供給力強靱化緊急対策事業」に該当する作物。 事業実施内容等:県の補助に対し上乘せ支給。	支給額 【10a当たり3万円(1戸当たり6万円を上限とする)】		
茶生産農家緊急支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛やイベントの中止、大型商業施設の営業自粛などにより、茶の販売額が低迷していることから、茶栽培農家を支援。			農林課 園芸特産係 (32-1003)
	事業内容 事業実施主体:農業者(個人・法人) 事業実施内容等:販売額が低迷した茶農家について、次期作の栽培面積に応じて補助金を交付。	支給額 【5千円/10a(1戸当たり25万円を上限とする)】		
施設園芸農家緊急支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛やイベントの中止、大型商業施設の営業自粛などにより、農業販売額で大きな影響を受けている品目があることから、影響を受けている品目を栽培する農家を支援。			農林課 園芸特産係 (32-1003)
	事業内容 事業実施主体:農業者(個人・法人) 事業実施内容等:令和2年2月から4月までの期間において、販売額が前年同月比で概ね2割以上減少した施設園芸品目で、市が新型コロナウイルスの影響があったと認めた品目(支援対象品目)について、次期作の栽培面積に応じて補助金を交付。	支給額 【1a当たり5千円(1戸当たり25万円を上限とする)】		